

## 議会の新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

令和2年12月7日

## 1 議場等の消毒について

議場及び全員協議会室については、専門の業者に委託し、12月5日に消毒を実施しました。また、委員会室等の会議室については、会議の開始前に事務局職員により、消毒を実施します。議場についても、今後は事務局職員で、開始前に消毒を実施します。

## 2 アクリル板の抗菌コートについて

議場や全員協議会室の演壇上アクリル板については、効果の持続する抗菌スプレーを塗布して、対策を実施します。

## 3 災害対策会議のオンラインによる開催について

協議・調整の場である各会議については、新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルが定められたところであり、オンラインによる開催ができるよう規程を改正するとともに、Wi-Fi等の情報機器環境の整備を進めます。

## 4 本会議等開催時の対策について

## 当面の措置

- (1) 全員協議会室は使用せず、全議員の参集する会議は議場で行う。
- (2) 質問、答弁はアクリル板の前でも、マスク着用のままで行う。
- (3) 各席に消毒液を設置し、登壇前後等に手指消毒の徹底を行う

## 今後の運営に係る検討事項

- (1) 執行部の参集人数を少なくし、席の間隔をあける。
- (2) 議員については、出席者が定足数を下回らないようにし、その外の議員については、会派控室から視聴する。(採決時は除く。)

## 5 会食について

夜の会食や飲み会については、会話を伴い感染リスクが高まることになることから、原則行わないこととする。

## 三重県議会規程の改正（オンライン会議への対応）について

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症等対策及び大規模な災害等の緊急事態への対策として、参集リスクがある場合の委員会への出席について条例改正が行われるとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル」に協議・調整の場への出席に関して定められたことを踏まえて、それぞれの会議の規程において、オンラインによる出席を可能とするための所要の改正を行う。

### 2 対象規程

三重県議会代表者会議規程  
三重県議会全員協議会規程  
三重県議会議案聴取会規程  
三重県議会委員長会議  
三重県議会広聴広報会議  
三重県議会各派世話人会規程  
三重県議会災害対策会議規程

### 3 改正内容

出席の特例に関する条文を加える。

### 4 今後の予定

- 1 2月中 代表者会議で協議のうえ、決定する。  
改正を県公報に登載する。
- 1月 Wi-Fi等の情報機器環境の整備を進める。